試訳

送還から 120 日を超過して出された最終医学評価（Fit to Work）の有効性を認めた最高裁判決

【最高裁判例の事件概要および判決内容】

当該船員は操機手（Oiler）として雇用され、乗船中に左膝を負傷しました。本国送還後、船員は会社指定医に紹介され、MRI 検査、創傷デブリードマン（壊死組織除去術）、および大腿四頭筋腱修復術を受けました。手術および継続的な理学療法を経て、船員の経過は大幅に改善していることが確認されていました。

送還から 120 日が経過する前に、会社指定医は理学療法の継続を助言し、120 日目以降となる次回診察時（送還から 123 日目）に機能評価を受けるよう指示しました。そして 123 日目に、会社指定医は船員を「就労可能（Fit to Work）」と宣言する最終的な医学評価を発行しました。しかし船員側は、自身が選任した医師が発行した「海上勤務不適（unfit for sea duty）」とする診断書を提出し、この評価に異議を唱えました。

この紛争は任意仲裁人団（PVA）に付託され、PVA は送還から 120 日を超えて最終的な医学評価が発行されたことを理由に、機械的に船員には全額の障害補償受給権があると認めました。控訴裁判所（Court of Appeals）も、会社指定医が治療期間を 120 日から 240 日へ延長するための十分な正当理由を提示していないと判断し、PVA の決定を維持しました。しかし、本件が最高裁判所に上訴された際、この受給権を認める判断が覆されました。

【120 日の治療期間を延長するための十分な正当性】

本件の最大の論点は、本件の状況下において、会社指定医が当初の 120 日を超えた時点（具体的には 123 日目）で最終的な医学評価を出したことに正当性があったかどうかでした。最高裁判所は、123 日目に最終診断を発行したことは本件の状況下において正当であったと判断しました。

注目すべき点として、109 日目に会社指定医が発行した経過報告書には、船員が階段を下りる際に左膝の痛みを訴えているものの、症状は改善傾向にあると記載されていました。また、左膝の可動域は十分機能する状態にあり、左大腿四頭筋の筋力も回復傾向にあると記されていました。医師は理学療法の継続を指示するとともに、123 日目に再評価のための機能評価を受けるよう指示していました。

この報告書から会社指定医は、前回の診察時点で症状が改善しつつあるも、船員が依然として膝の痛みを訴えていたことを考慮し、治療期間を 120 日を超えて延長する十分な理由を見いだしていたと言えます。この症状に対処するため、次回診察日である 123 日目にさらなる理学療法と機能評価を受けるよう指示していたのです。会社指定医側に最終的な医学評価の発行を当初の 120 日を超えて延期する十分な正当性があった以上、123 日目に診断書を交付したからといって、自動的に船員の障害が「完全かつ永久的な障害（total and permanent disability）」となるわけではないとされました。

【会社指定医の所見の尊重（証拠価値の優位性）】

会社指定医による評価のほうが、船員自身が選定した医師による評価よりも信頼性が高いと判断されました。船員側は、自身が選んだ医師が最終報告書を発行するまでにどのような治療を行ったか、その具体的な内容や範囲を示すことができませんでした。これに対し、会社指定医の報告書には、船員が本国送還されて以来、一貫して広範な治療とケアが提供されていたことが示されています。

これまでに行われたすべての処置、検査、療法、診察の実績は、全治療期間を通じて会社指定医が一貫して適切な医療を提供していたことを裏付けるものです。したがって、船員を「就労可能（Fit to Work）」とした会社指定医の報告書について、偏った不公平なものである、あるいは科学的根拠を欠いていると断じることはできません。以上のことから、船員（被申立人）は会社指定医の就労可能評価に拘束されると結論付けられました。